

更別村社会福祉協議会
奨学金貸付事業のお知らせ

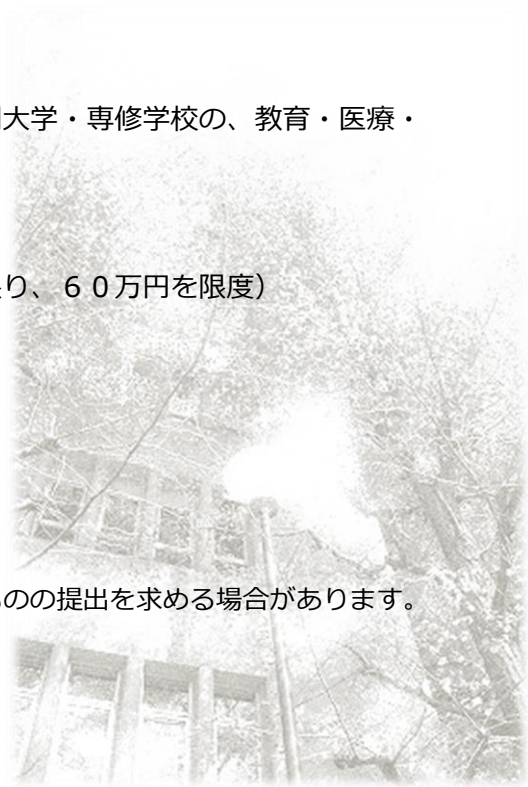


更別村社会福祉協議会では、均等な教育機会の保障のため、環境に恵まれない生徒に対し、下記のとおり独自の奨学金をお貸しいたします。条件を満たした場合の返済免除規程もございます。

［対　象　者］　① 更別村に住む高校生
② 更別農業高等学校に在学中の高校生
（上記①②のいずれかで、次年度に大学・短期大学・専修学校の、教育・医療・福祉の関係学科に進学する方）

［貸付限度額］　一年度につき１０万円とし、４０万円を限度
（ただし、医学・薬学・歯学の六年制学部に限り、６０万円を限度）

［提 出 書 類］　① 奨学金借入申込書（様式第１号）
② 奨学金希望・意見書（別紙１）
③ 在学校の調査書または成績証明書
④ 進学先の学費等を証明する書類（※写し可）
⑤ 合格通知書（※決定後直ちに）
※ その他、公的扶助制度等の該当を証明するものの提出を求める場合があります。



［返　　済］　卒業後、毎月均等に返済する
※ 貸付利率は無利子です。
※ 毎月１万円の口座振替を基本
※ 返済開始について、卒業後一年間の据置可
※ 下記の条件を満たした場合、返済免除あり

（１）全額免除	更別村内で、一年以上関係学科の職についた場合
（２）半額免除	更別村内で、一年以上関係学科外の職についた場合

［申 請 締 切］　卒業年の３月末日まで（２月末日までに要事前相談）

［そ　の　他］　・ 決定（１名／年）の可否については、本会の選考委員会により行います。
・ 申請書等の様式については、本会ホームページをご活用ください。
（下記事務局にも様式がございます）
・ その他ご不明な点や詳細については、下記事務局にお問合せください。

社会福祉法人 更別村社会福祉協議会
〒０８９－１５３１　河西郡更別村字更別１９０番地１　更別村老人保健福祉センター内
ＴＥＬ（０１５５）５３－３５００　ＦＡＸ（０１５５）５２－２１６１
メール：sara-shakyo227@abelia.ocn.ne.jp　ＨＰアドレス：http://www.shakyo.or.jp/hp/160/

（様式第１号）　　社会福祉法人 更別村社会福祉協議会 奨学金借入申込書

年　　月　　日

社会福祉法人　更別村社会福祉協議会長　様

奨学金借入にかかる選考のため、次のとおり申し込みます。
貸付が決定した場合には貴会奨学金貸付要綱の遵守と、記載した個人情報の業務上の使用について同意します。

申込者

氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	印	男・女	生年月日	年　年　日
住所	〒　－		自宅電話（　）　－ 携帯電話（　）　－		

進学先　（教育・医療・福祉の関係学科とする）

学校名		概要	（　）年制 大学 ・ 短大 ・ 専修学校
住所	〒　－	卒業予定	年　月

申込内容　（限度額：６年間×100,000 円）

希望額	円		他の貸付制度利用予定	あり ・ なし
内訳	一年次	円	償還開始月（卒業後１年間の据置可）	年　月
	二年次	円		
	三年次	円		
	四年次	円		
	五年次	円		
	六年次	円		

連帯借受人　（上記の借入に対し、連帯して申し込み、債務を負担する）

氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	印	男・女	生年月日	年　年　日
住所	〒　－		自宅電話（　）　－ 携帯電話（　）　－		

世帯の状況

氏　名	続柄	生年月日	勤務先・学校名	前年の年間収入（円）

〇添付書類：奨学金希望・意見書、在学校の調査書または成績証明書、進学先の学費等の証明書類、合格通知書（発表後直ちに）

※ その他、選考の参考とするため、公的扶助制度等の該当を証明するもの（公営住宅収入認定通知など）を求める場合があります。

（別紙１）

社会福祉法人 更別村社会福祉協議会 奨学金希望・意見書

年　　月　　日

社会福祉法人　更別村社会福祉協議会長　様

（1）申込者の希望

※ 奨学金の貸付選考に伴い、進学に向けての思いなどをお書きください。

記入者氏名：　　印

（2）在学校の意見

※ 奨学金の貸付選考に伴い、在学校の先生等により、申込者の在学中の様子並びに進学における意見をお書きください。

記入者氏名：　　印

○社会福祉法人 更別村社会福祉協議会奨学金貸付要綱

（平成 28 年 3 月 7 日 議決）

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人更別村社会福祉協議会（以下、本会）が、均等な教育機会の保障のため、生活環境に恵まれない生徒へ奨学金を貸付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　本奨学金の対象者は、村内に在住もしくは更別農業高等学校に在学しており、次年度に大学・短期大学・専修学校の、教育・医療・福祉の関係学科に進学する者とする。

２　生活環境の判断については、世帯の状況を基に、公的扶助等の支援制度の該当を参考に、会長・福祉部会員・事務局長・事務局で組織する奨学金貸付選考委員会により行う。

（貸付の申請）

第３条　貸付を受けようとする生徒は、別紙の奨学金借入申込書（様式第１号）並びに必要書類に所定の事項を記入のうえ、本会に申請するものとする。

２　本会は、前項の借入申込書の提出があったときは、奨学金貸付選考委員会において審査選考し、貸付の可否・金額等を決定の上、別紙の貸付決定通知書により申請人及び連帯借受人に通知するものとする。

（貸付）

第４条　前条の貸付決定の通知を受けた申請人は、別紙の借用書と入学・在学を証明する書類を提出しなければならない。

２　本会は、前項の借用書を受理したときは、貸付を行うとともに、その旨を通知するものとする。

３　その他貸付に関する条件は、以下のとおりとする。

（１）貸付限度額	一年度につき１０万円とし、４０万円を限度とする。 ＊　ただし、医学・薬学・歯学の６年制学部に限り、一年度につき１０万円とし、６０万円を限度とする。
（２）対象経費	問わない
（３）貸付利率	無利子
（４）連帯借受人	原則として村内在住の親権者１名

（返済）

第５条　貸付を受けたときは、大学・短期大学・専修学校を卒業後毎月均等に月賦返済しなければならない。なお、原則として一ヶ月１万円の口座振替とする。ただし、１年間の据置期間を設けることができる。

２　借受人は、前項のほか、借受金の残額又は一部を随時繰り上げて返済することができる。

３　借受人が債務を完済したときは、借用書を借受人に返還するとともに、その旨を連帯借受人に通知するものとする。

４　なお、下記に該当する場合には返済を全額もしくは半額免除する。

（１）全額免除	村内で、一年以上関係学科の職についた場合
（２）半額免除	村内で、一年以上関係学科外の職についた場合

（不履行による繰上げ返済）

第６条　借受人が中途退学をしたときは、全額を返済しなければならない。

２　借受人が貸付契約に定められた返済期日までに貸付金の返済を履行しないときは、全額を繰り上げて返済しなければならない。

（借受人と連帯借受人の報告義務）

第７条　借受人または連帯借受人の氏名・住所に変更があった場合には、直ちに本会に報告し、証明するものを送付しなければならない。

２　借受人の在学状況、勤務状況に変更があった場合には、直ちに本会に報告し、証明するものを送付しなければならない。

（その他）

第８条　その他この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。（平成 27 年度訓令第４号）